

平成27年3月定例会 総務委員会委員長報告

6番 小泉 栄正でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第1号 平成27年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費について、5点申し上げます。

1点目は、支所庁舎施設改修についてであります。

支所は、窓口サービスの提供のみならず、住民自治協議会の活動拠点、防災拠点、さらに地域力向上の拠点でもあることから、地域住民の支所に対する期待は、大変大きくなってきております。

そこで、支所の改修、改築に当たっては、市民理解を得るためにも、年次計画を策定し、事業を進めるよう要望いたしました。

併せて、より身近な支所となるよう、本庁との連携をより密にし、地域住民の要望等に対してスピード感を持った対応を要望いたしました。

2点目は、支所発 地域力向上支援金についてであります。

平成27年度予算は、1地区当たり50万円であり、26年度と同額であります。

平成26年度には、合計で120件以上の事業が採択されておりますが、事業内容等の検証は、これから行うとしております。地域では大変好評であるとの声も聞かれることから、増額も視野に入れ、地域特性などを十分勘案する中で、詳細に検証するよう要望いたしました。

3点目は、防災体制の推進についてであります。

長野県神城断層地震災害について、被害状況や庁内における課題の整理に加え、

市民がとった行動、必要物品など、市民等から意見聴取を行い、それらを記録として残すとともに、検証し、今後の防災対策に生かすよう要望いたしました。

4点目は、フルネットセンターについてであります。

本施設の活用として、指定管理委託料など、5,000万円余が計上されておりますが、平成10年4月の開館以来17年が経過し、高度情報化が急速に進む中で、施設としての意義が大変薄れてきております。本年度の包括外部監査の結果報告にもあるように、設置当初の目的は達成し、施設としての役割は終えていると考えます。

については、現在の指定管理期間は平成29年度までとなっておりますが、その期間にとらわれず、早急に今後の施設の在り方について検討するよう要望いたしました。

5点目は、人口減少対策事業のうち移住・定住促進についてであります。

平成27年度、「ちょっとお試し 短期移住体験」として、新規に約200万円の予算が計上されております。これは、市外・県外の人に、本市の魅力を大いに感じてもらうことはもとより、市が市内に住居を確保し、3日間から一週間程度、実際の環境に近い中で生活していただく事業であります。

本年4月から、移住・定住に関する窓口が新設の人口減少対策課へ一本化されますが、市外・県外の人にとって分かりやすい総合的窓口とするとともに、関係部局と連携しながら、移住・定住促進を図るよう要望いたしました。

続きまして、歳出、第9款消防費、第1項消防費について、2点申し上げます。

1点目は、消防団員の年報酬についてであります。

団員の年報酬を各階級一律2,000円引き上げ、686万円増額し、総額で6,739万円の予算が計上されております。年報酬等の処遇改善は、団員の士気を高め、若者の入団促進や、団員の安定的な確保につながることから、今後も段階的な引上げに向けて、予算の拡充に努めるよう要望いたしました。

2点目は、新中央消防署整備事業についてであります。

より強固な防災拠点とするため、構造体の耐震性能は最高レベルを確保することとありますが、近接して活断層が存在することから、実施設計段階において、地震

による揺れや断層のずれへの具体的対策について、議会へ説明するよう要望いたしました。

続きまして、歳入、第1款市税について申し上げます。

平成25年度の市税徴収率は、現年課税分では99パーセントを超え、滞納繰越分を合わせても96.45パーセント、これは中核市42市のうち高い方から5番目ということで大変評価するところであります。

今後も引き続き、徴収率の更なる向上を目指して努力するよう要望いたしました。

次に、議案第25号 長野市部設置条例の一部を改正する条例及び議案第27号 長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について申し上げます。

市長部局に新たに設置される文化スポーツ振興部において、本市の文化芸術及びスポーツの更なる振興に向け、教育委員会との強い連携の下で施策に取り組むよう要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について2点申し上げます。

1点目は、(仮称)緑町立体駐車場の整備についてであります。

平成28年1月の新庁舎開庁に合わせ、(仮称)緑町立体駐車場の整備が進められております。整備に当たっては、庁舎と芸術館では異なる目的での利用であることを十分勘案した上で、利用者数、車の入出庫、周辺の安全対策、来場者の経路など、利用形態を十分想定しながら検討を進めるよう要望いたしました。

2点目は、新第一庁舎・長野市芸術館の建設工事についてであります。

新第一庁舎及び長野市芸術館の免震装置において、東洋ゴム工業株式会社の不正による不適合製品を使用していることが判明いたしました。安全・安心を第一としている本施設の基本的な構造部分で起きたことは大変残念であります。

国土交通省は、同社に対し「速やかな構造安全性の検証の実施」、「検証を踏まえ、交換・改修その他必要な対策を速やかに実施」などを指示したところでありますが、安全性、工期の更なる延長が心配されるところであります。

16日の委員会では、今後のスケジュールは未定との説明でありましたが、早急に情

報収集を行い、設計者、施工者と十分協議の上、対応策及び全体工期への影響について、議会及び市民に対し説明するよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について2点申し上げます

1点目は、北しなの線についてであります。

今月14日、北しなの線が開業いたしました。市は、しなの鉄道から北長野駅及び三才駅の駅業務を受託しておりますが、JRから移管されて間もない期間は、様々な問題が発生することが予想されることから、それらの問題が生じた場合には、利用者の安全及び利便性の確保に向け、しなの鉄道と十分協議・検証の上、対応するよう要望いたしました。

2点目は、公共交通ビジョンについてであります。

市では、これまで民間バス事業者の路線廃止等により生じた交通空白地域において、廃止代替バスや地域循環バス、乗合タクシーにより移動手段の確保に努めてきたところであります。しかし、これからの人口減少社会においては、民間事業者による独立採算ベースでの輸送や、市が赤字補填して運行する輸送は、維持していくことが難しくなることが想定されます。

本ビジョンの素案では、推進施策として「地域住民主役による交通手段の運営」が掲げられております。今後は、行政の経費負担を十分勘案しつつ、地域と協議する中で、より良い運行主体を検討するよう要望いたしました。

最後に、請願第1号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定を撤回し関連法律の制定を行わないことを求める請願及び請願第2号 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定とそれに基づく法制化を支持する請願の審査について申し上げます。なお、両請願については、一括審査をいたしました。

まず、請願第1号を採択、請願第2号を不採択とすべきものとして、「国会で論議をされている一つとして、周辺事態の「周辺」を取ってしまう、戦闘地域の「戦闘」を取ってしまう。つまり、どこへでも行って武器を持って引き金を引くことも可能で、武力の行使はよろしいというところまで踏み込んだのが集団的自衛権の行使容認で

あり、それは絶対にまかりならない。」、「一内閣の閣議決定である。私たちの国民の世論、例えば解釈改憲には、異議が出されており、世論としても、この閣議決定に基づいた関連法案を、関連法律の制定を行わないように求める意見書は多くある。」、「70年前の戦後から日本史というものをきちっと検証していった中で、もう少し大きな視点で集団的自衛権のこと、平和のことを考えていかなければならない。過去の歴史とこれまでの自衛隊派遣とそれぞれの外交に関連して、きちんと把握し、長野市議会が為すべきことをするべきだと思う。」との意見が出されました。

一方、請願第1号を不採択、請願第2号を採択すべきものとして、「昨年9月市議会で、長野市議会として、慎重審議という意見書を上げている。今回も要請は変わっていない。」、「自国が攻められていなくても、他国を防衛するための集団的自衛権の閣議決定をまずしていない。憲法解釈は変更していない。閣議決定に基づく法制化をしっかりとさせていただきたいが、なかなか国民に閣議決定自体がまだ理解されていない点が多いので、本当に国民がしっかり理解されるように慎重審議をしていただきたい。」、「新三要件は憲法第9条内に入っていると思う。国会の衆議院予算委員会の中で横畠内閣法制局長官も『他国防衛の権利として懸念されるいわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではない。また、これまでの憲法第9条を巡る議論と整合する合理的解釈の範囲内のものであると考えており、解釈改憲にあたらぬ。』と明言している。」、「戦争が終わって70年、日本国憲法ができたときとは日本の置かれている周辺諸国との関係も違う、様々な変化をしてきているわけだから、今のこの平和憲法の中でできる最大限の平和努力、それに必要な体制も考えていくということも重要だと思う。」との意見が出されました。

また、両請願を継続審査とすべきものとして、「一回、慎重審議の意見書の提出をしているわけだから、これ以上踏み込むとなると、いろんな情勢が動いていて、よく見えない状況であるので、継続審査を求める。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、初めに、それぞれ継続審査について諮ったところ、いずれも賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、請願第1号については賛成少数で不採択とすべきものと決定し、請願第2号については賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。